

文京区議会委員会条例（昭和三十一年条例第二十四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管） 第二条 （略） 2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 一 総務区民委員会 企画政策部、総務部、区民部、アカデミー推進部、施設管理部、会計管理室、監査委員及び選挙管理委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 一 厚生委員会 福祉部、保健衛生部及び文京保健所に関する事項 一 建設委員会 都市計画部、土木部及び資源環境部に関する事項 一 文教委員会 子ども家庭部及び教育委員会に関する事項。ただし、教育委員会に関する事項については、区長の補助機関たる職員に補助執行させる事項を除く。 （委員長、副委員長及び理事並びに理事会） 第六条 （略） 2～4 （略） 5 委員長、副委員長及び理事は、委員会において互選する。 6 （略） （委員長の議事整理及び秩序保持権） 第八条 （略） （委員長及び副委員長の辞任）	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管） 第二条 （略） 2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 一 総務区民委員会 企画制作部、総務部、区民部、アカデミー推進部、施設管理部、会計管理室、監査委員及び選挙管理委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 一 厚生委員会 福祉部、保健衛生部及び文京保健所に関する事項 一 建設委員会 都市計画部、土木部及び資源環境部に関する事項 一 文教委員会 子ども家庭部及び教育委員会に関する事項。ただし、教育委員会に関する事項については、区長の補助機関たる職員に補助執行させる事項を除く。 （委員長、副委員長及び理事並びに理事会） 第六条 （略） 2～4 （略） 5 委員長、副委員長及び理事は、委員会において互選する。 6 （略） （委員長の議事整理、秩序保持権） 第八条 （略） （委員長、副委員長の辞任）

第十条 （略）

（定足数）

第十三条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十五条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（委員長及び委員の除斥）

第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「自己等」という。）の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（公聴会開催の手続）

第二十一条 （略）

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委

第十条 （略）

（定足数）

第十三条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十五条 （委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（委員長及び委員の除斥）

第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（公聴会開催の手続）

第二十一条 （略）

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

（新設）

員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

（公述人の決定）

第二十三条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

（公述人の発言）

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 （略）

（参考人）

第二十七条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十四条から前条までの規定を準用する。

（公述人の決定）

第二十三条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

（公述人の発言）

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 （略）

（参考人）

第二十七条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

(会議録) 第二十八条 委員長は、事務局長をして次に掲げる事項を記載した会議録を調製させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 一～七 (略) 2 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(会議録) 第二十八条 委員長は、事務局長をして次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した会議録を調製させ、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 一～七 (略) 2 (略)
--	--